

法務委員會議録 第九号

(1111)

昭和二十七年二月六日（水曜日）

午前十一時四十二分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 柳谷 富三君 理事 北川 定務君

理事 田嶋 好文君 理事 田万 廣文君

安部 俊吾君 鍛冶 良作君

高橋 英吉君 牧野 寛策君

眞鍋 勝君 吉田 安君

田中 堯平君 加藤 充君

出席政府委員

国家地方警察本部警視長（警備部長） 柏村 信雄君

法務政務次官 龍野喜一郎君

法制意見長官 佐藤 達夫君

検事（法務府） 岡原 昌男君

検事（法務府） 別審（局長） 吉河 光貞君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

二月五日

委員金原舜二君近藤鶴代君及び高橋樞六君辭任につき、その補欠として山口好一君、古島義英君及び眞鍋勝君が議長の指名で委員に選任された。

二月五日

国の利害に關係のある訴訟について、法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号（予））の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
国の利害に關係のある訴訟について、法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号（予））
檢察行政及びこれと關連する国内治安に關する件

○佐藤委員長 これより會議を開きます。
檢察行政及びこれに關連する国内治安に關する件、すなわち警察官射殺事件その他について、委員田嶋好文君より發言の通告がありますので、これを許します。田嶋好文君。

○田嶋（好）委員 本日國警の部長さん並びに法務府の關係長官、局長の御出席を得ておるのでございます。最近治安に關連いたしまして、警察官に対する暴行傷害等の事件が続出して、おそれます。この現状にかんがみまして、この真相をお尋ねいたし、これに基いて、國會といたしまして、これらに對する対策を立てようとしたものであります。昨年の十二月を契機といたしまして、いろいろ全国的に警察官に對する暴行傷害事件が続出して、おそれますが、これらの行為を、今まで國警に入りましたおわかりになつておる範圍においてお答えを願ひたいと思ひます。

ことに共產黨に對しても御迷惑なことでございまして、この点をはずりいたしておきますことは、われ／＼國會にとりまして、公党として認められてゐる共產黨のためにも、私は必要なことだと考へるのであります。どうか詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○柏村政府委員 田嶋委員の御質問に對してお答えを申し上げます。警察官に對する暴行事件については、お尋ねであります。昨年の十二月中におきましては、自由勞務者關係において集團暴行事件として約十件ほど起つた事実がございまして、一月に入りまして以來は、現在のところ札幌に起りました白鳥警備課長射殺事件、その後帯広におきましては、巡査に對する暴行事件、また最近長野県南佐久郡で起りました暴行傷害事件、この程度でございまして、

したので、訂正させていただきます。札幌地区委員会と申し上げましたが、これは札幌委員会でございます。ただいまの白鳥事件の捜査の過程につきましては、現在鋭意捜査中でございますが、詳細申し上げる段階に至っておりませんが、この犯人が黨員であるかどうかといふことにつきましては、まだ明確にはいたされておらないのであります。およそ捜査にあたります問題は、あらゆる角度から考えられます問題をすべて追究いたしました、合理的に、科学的にこれを判断する必要がありますと思つておられます。非常に客観的の濃いといふものにつきましてのみ捜査を進めるといふことは、やはり捜査の堅実な道ではない。もちろん現在の段階において、共產黨員であるといふことが斷言できないと同時に、これでもないといふことも斷言できないような状況でございまして。

○田嶋（好）委員 先ほどお答えの中で「球根栽培法」、これは共產黨の機關誌ではないといふことを言われました。私たちは「球根栽培法」といふのは「アカハタ」発行停止後の共產黨の機關誌の一部だと見ておるのでございまして、その「球根栽培法」によりまして、警察工作の立廻れを克服せよ、悪質な警察官は徹底的にマークしてたたけというやうなことが「球根栽培法」に書かれてあり、これを各地区細胞にまわした形跡すらあるといふことなんでしょうが、私たちは、昨年十二月を契機として起

りました一連の警察官に対する暴行事件、傷害事件というものは、やはりこうした背後関係につながるものである、こう考えるのでありますが、これに對していかうにお考えになつておりましたか。この点、警備部長にお答えいただくと同時に、特審局長がお見えのようでございますから、お二人からひとつお答えを願いたいのであります。

○柏村政府委員 「球根栽培法」についてのお尋ねでございますが、先ほど私がお答え申しましたのは、日本共産党の非法法機關誌と目せられるというところを申し上げましたので、そういう疑いは多分にあるという意味で申し上げたのであります。現段階においてこれが確定にそうである、平たく申しますれば、裁判上の問題として、そうであるというのをわれ／＼が主張し得るまでの証拠を持つていないという程度のものであります。十一月十四日に発行停止処分になりました「内外評論」というものと通巻番号によりまして、十一月一日から「球根栽培法」第三十号として出されておるわけでありまして、ただいままで、私の聞いておる範囲では、三十三号くらいまで出ておるようであります。この中におきまして、ただいま御指摘のように、三十二号の中でありまして、第一に予備隊工作の当面の重点、第二に警察工作の立遅れを克服するために、というような論文が掲載されておりました、この中に對警工作として、警察のファツショ化工作の誤りと当面の重点というような二項目をあげておるのであります。そこで内容的には、警察官をして国民大衆の包圍の中にさらし、監視下

に置かねければならない、いかなる小さな弾圧にも徹底的に攻撃し、攻撃闘争を執拗に加えるとともに、敵を實際に撃破するために行動を準備しなければならぬ、さらに守勢に立つてゐることは、専任工作隊の独自の工作活動が輕視され、いまだにその編成さえできていないというところから指摘できる点である、また悪質犯罪分子に対する徹底的な攻撃を組織して行くことがきわめて重要であり、欠くことのできないものになつてゐる等の内容が載せられておりました、これによりまして、警察に對する実力の攻撃を強調しているものと見られるのであります。

○吉河政府委員 ただいま國警の柏村警備部長から大体詳細お答えしたので、私の方からさらにこれを踏足する必要があるのではなからうかと考えるのでありますが、なお簡単に一言申し上げます。

ただいま柏村部長がお述べになつた「球根栽培法」というのは、ただいまここに持参しました写真の通りの文書であります。これは三十二号となつておりまして、その内容につきまして柏村部長から一端を御披露したのであります。なお私から蛇足して申し上げますと、こういう記事が書いてあります。だがそれをさらに前進させ、徹底化するためには、警官の一人々々を居住地において各個に撃破して行くことである。平和を守り、自由を要求する国民の統一戦線の前進の中で、家庭における警官を包圍し、彼らをして番犬であることにいたしましたまなまで追い込んで行く意識的、計画的、大衆的工作が重要である。赤國悪質警官を居住地で攻撃し成功している例は多い。

東京王子學滝刑事に對する攻撃は、彼がもはやそこでは活動できないまでに追突してゐるのである。滝追突のビラは居住地周辺を埋め尽し、朝鮮少年のかけ足デモは、連日早朝繰返され、赤國奴隷の名が連呼されたのである。専任工作隊の活動もこの中から開拓されてゐる。無差別なビラ、新聞の手渡しや交番工作は、勞多くして功少く、いたずらに犠牲を生むだけである。東京某区では選挙人名簿から警官の住居をつきとめてゐる。われ／＼がもし居住地における攻撃を怠れば、彼はその重点を攻撃に転化し、国民をファシストに売り渡すスパイ活動の部隊として活用し、彼らのよい休憩場所にするだけである。われ／＼は瞬時といへども彼らをして現在の地位に安んじさせてはならないのであり、攻撃に次ぐ攻撃でなければならぬのである。言うまでもなく、それがわれ／＼と對峙する敵の武装力の手先であるからである。第二に、いかなる小さな弾圧にも徹底的に攻撃し、抗議闘争を執拗に加えるとともに、敵を實際に撃破するために、行動を準備しなければならぬのである。こういうような、きわめて暴力主義的な、破壊的煽動、宣伝の文書が載つておるのであります。これらの文書につきましましては、ただいま柏村警備部長からもお話になりました通り、昨年十一月十四日、「内外評論」を「アカハタ」の同類紙として発行停止の処分をいたしました。なお引續き私もいいたしましては、これらの文書の発行、配布關係という方面につきましても、さらに調査を進めておるわけでありまして、これがただいま申し上げました通り、「アカハタ」の同類紙という認定の

もとにいたしました。私もそれはそれが日本共産党といかなる関連に立つたかということについては、いまだ結論に達していません。鋭意調査中であります。最近にいたしまして、一部破壊分子の手によつて、暗々裡にきわめて破壊的な暴力主義的行動を煽動するやうな文書が配布されておるのであります。これはまさにその一例でありまして、これらの点につきましましては、関係機関と緊密な連絡のもとに、鋭意調査を進めておるやうな状況であります。

○田嶋(好)委員 そこで今度はひとつ長野県の事件の内容を聞きたいのであります。新聞の報道でも明らかになつておりますように、また地警がそれを認めておりますように、今回長野県に起りました警官集団暴行事件というのは、国会でもと／＼問題になりました。長野県と群馬県の県境である。要するにわれ／＼から言わしめますと、共産活動に對する盲点とまで指摘できる地点に起つた事件のように考えるのであります。この事件は新聞の報道で一部知ることができるのでございまして、いかなる動機によつて発生したか、いかなる暴行が行われ、現在いかなる段階に達しているのか、これを今少しお知らせを願いたいのであります。

○柏村政府委員 ただいまお尋ねの長野県におきまします暴行事件についてお答えを申し上げます。二月三日の午後十時三十分ごろの出来事でございますが、長野県の南佐久郡田口村におきまして、警察官の不審尋問に對しまして、多数の暴徒がこれを取巻きまして、暴行を加えた事件が起つたのであります。詳細なる点は目下現地に對して照會をいたしておりますが、約十三名程度の者が警察官に對して暴行をいたしましたと認められておるのであります。そのうち氏名のはつきりいたしました容疑者八名につきまして、令状を執行して逮捕いたしました。そのうち一人は容疑が薄いということでこれを釈放いたしました。目下この状況について取調べを進めておるやうな状況であります。暴行を受けた警察官は四人であります。そのうち二人はかなり重い傷を受けておるわけでありまして、一人はみけんに骨膜に達するほどの裂傷を受け、一人は鼻の部分、あごの部分に強打されまして、血みどろになつておつたというやうな状況で、そのほか倒れたところを踏んだけりつたりしたやうな痕跡も認められておるのであります。他の二人は輕傷だといふうに聞いております。

○田嶋(好)委員 八名の逮捕を見たというところで、まことに喜ばしい次第でございますが、これらの逮捕された人間は職業的であるということが新聞で報道されておりますが、党籍は持つておりましたか。どういふことになつておりますか、身分關係について……。

○柏村政府委員 報告によりまして、そのうち大部分は党籍を持つておるものとであります。

○田嶋(好)委員 党籍は共産党でしうか、自由党籍でしうか。

○柏村政府委員 現地からの報告によりますと、共産黨員であります。

○田嶋(好)委員 この二月五日付の朝日新聞の報道によりますと、集団暴行事件が起きました三日、日共が田

二

活発に活動をしておりるところであります。しかも人数的においても覚員が非常に多い、シンパの数も非常に多い。地下活動が非常に活発に行われておる。こういうようなことを同じく朝日新聞が三月の五日付で報道いたしておりますが、これらの点につきましては、特捜局長の御調査がありましたら、特

れも狭く解釈いたしました。特捜の要員が集団暴行で負傷した事実があるかどうかというような意味に解釈いたしました。実は昨年八月一日にお答えいたしました。実は昨年八月一日の夜、大阪市内におきまして、土阪平和友の会準備会主催の同会結成会の流れが約三百名の団体行進となつて、七時三十分ごろ同市内桜橋交叉又

したい。昨年は松川事件に関連したとして、あゝした脅迫状が盛んに出された。こういうようなものにおきまして、法務府関係で全国的にどのような事件が起つておりましようか。もつと具体的に申しますと、思想裁判からわつた判事に対する脅迫、恐喝、またわつた判事に対する恐喝、脅迫、傷害という

次は先ほど問題になりました例の白鳥課長とも関係があるものと思われ、そこでございますが、ちょうどその直前この札幌地検の塩谷検事の自宅に

○柏村政府委員 警察官に対する暴行事件に伴ひまして拳銃が奪取されたたかなる意図によつてなされておるかということは、ここで私が確言申し上げる段階ではないと思いますが、先ほど申し上げましたように凶悪なる犯行

が頻発をいたしました。そうしたものに使用する意図をもつて計画的に集められることがあるとするならば、これはゆゆしき大事であると思うのでありまして、警察官自身の修練、また警察のこれらに対する警備態勢というやうなものにつきましては、今後とも十分に研究を重ねまして、正しい位置に強力に推進をいたして参りたいと思ふのであります。

なお奪取されました拳銃については、今後におきましても鋭意捜査を続けて参りたいと考えております。

○田嶋(好)委員 いよく、独立の時期も近づいて参つたのでございまして、われ／＼国民は、独立後の国家に對しまして、こうした事件が頻繁に起るのを非常に心配すると同時に、また国民の力をもつてこうしたものは防がなければならぬと思ひます。もちろん国民の代表であるところのわれ／＼国会といたしましては、これに對する研究調査対策を十分に練つて行くべき義務を持つております。おそらく新聞で報道されておりますように、治安立法というやうなものも本国会にかかるとの考えますが、この治安立法につきましては、私たちはこうした面から十分な対策を講ずると同時に、また治安立法がこうしたことを利用することによつて行き過ぎに陥つてはならないという警戒心を持つものであります。治安立法の全貌をいまだ知つていない国会議員といたしましては、この点に重大な関心を持つと同時に、一日も早くこの内容を知りたいものだと思ふ一人であります。きようは法務總裁の御出席を求めてあるのでございしますが、いまだ法務總裁はお見えになつており

ませんので、この全貌につきましましては、法務總裁のお答えをいづれ機会を見ていただくことにいたします。

○鍛冶委員 田嶋委員の質問に關連して承りたいと思ひます。これは警察官でなく県の公務員だつたと思ひます。自由労組の問題に關連しまして脅迫状を受けまして、そのために正月になつて発狂いたしました。そこでこの脅迫したる者に対して暴行脅迫罪の嫌疑をもつて捜査に着手いたしました。その大部分は共産党員であつたと覺えておりますが、この事件について報告があらましたら、これは国警でも檢察庁でも特審でもよろしうございしますから、知られる限りの御報告をお願いしたいと思います。

○岡原政府委員 お尋ねのやうな自由労組の事件がたしか富山に発生したことは報告を受理しております。但しその詳細は、ただいま手元に持つて来ておりませんので、いづれ機会を改めまして答弁したいと思ひます。

○柏村政府委員 現地から報告は受けておるやうであります。現在資料をよつとお答えをいたしかねます。

○鍛冶委員 先ほど田嶋委員から質問しましたこと、それから今私の問いましたこと、これらはすべて今後の治安上において重大な關係があるものと思われまふ。これらのものを一つとりまゝとめて、どの方面からでもよろしうございしますから、次の機会にこの委員会に明白にできるように御準備を願つて、詳細な報告を願ひたいと思ひます。また事件が起つてまだ詳細な報告がなかつたら報告をお取寄せを願つ

て、ぜひ願ひたいと思ひます。さらにまたきやう質問しないものでもこれと同様な事件がございましたらば、まゝとめて御報告を願ひたい。こゝういう希望を申し上げておきます。

○押谷委員 田嶋委員の質問に關連をいたしました二、三お尋ねをいたしましたと思ひますが、白鳥事件の背後關係は、警備部長のお話ではまだつきりいたさないやうであります。衆議院の行政監察特別委員会から現地に委員を派遣して調査をいたしておりますが、その調査員の報告の一部によりますと、この背後關係については大体共産党であるという一つの見通しを持つておつたやうであります。それに對して現地で十数名の新聞記者と調査団との間に会見をいたした際に、新聞記者としてこの背後關係をどう考へるかという質問に對して、記者の立場からはこれに意見を述べることはできないが、地元住民の声を代弁するならば、この前掲のものと、地元新聞で特に左派の新聞の記者が言つておつた言葉の中に、これははつきり共産党である、こゝう言つたやうであります。そしてその地元の住民の声を代弁したといふこの言葉に、十数名の新聞記者はいずれも肯定をして、少しの異論もなかつたといふのであります。地元におきましてはさういふやうな、背後關係は共産党であるといふ(まだ正式な報告が出ていないじやないか)黙つて聞きなさい。さういふやうな空氣にある。言いかえれば共産党が背後にあるのであるといふことは、公知の事実であるといふやうな状況にあるかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○押谷委員 先ほどお答え申し上げましたやうに、捜査の現段階におきましては、どちらであるとも申しかねるといふことなのであります。現地でいふ／＼の聲もあることも捜査上の参考として当然に取入れて捜査を進めておることと考えております。

○押谷委員 さらに調査団の意見から私が知つた内容であります。さういふやうな地元の空氣の中であるが、調査にあたつて、同じやうな共産党事件で、平の場合においては地元住民は非常に警察に協力をしてくれたが、札幌においては協力をしてくれなかつた。なぜにないかといへば、共産党の暴力破壊が非常に身近に迫つてゐる。やがては北海道が共産党の勢力下に置かれる時期が来るであらう。さういふやうなときにあつて復讐をされることを恐れるといふやうな空氣から、警察に協力しないといふやうなことを聞いたのであります。が、さういふ事實はございしますか。

○柏村政府委員 ただいまお話のやうな報告は私どもとしては受けておりません。

○押谷委員 これは北海道における共産党の破壊活動と關連を持つものであります。が、北海道におきましては、共産党員が経営をし、従業員が共産党員である釧路、炭鉱などがあつたのであります。この炭鉱に配給される火薬、ダイナマイトといふたやうなものが、政府からど／＼出されておる。しかしそれは監督もなければ警戒もされておられぬ状況において、ダイナマイトに危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

られるか、お伺ひしたいと思ひます。

○柏村政府委員 ただいまお尋ねの点は、むしろちよつと警察の關係外の面が多いのではないかとと思ひますが、単に共産党員の経営するといふことで、現在の段階において、さういふ配給を――これは私どもの所管ではございせんが、配給をしないといふこともならぬかと思ひます。たださういふ危険な薬品等が不法に使われるといふやうなおそれがある場合、またさうした事實の容疑があるやうな場合におきまして、初めて警察としてこれに對して手を打つ必要があるのではないかと、さういふに考えております。

○押谷委員 この釧路等に使われる火薬、ダイナマイトにつきましては、配給關係はもちろん警察ではございせんが、そのものが破壊工作に使われるとなれば、治安上ゆゆしき問題でありまして、これは警察にも重大な關係を持つておるといふなければならぬと思ふのであります。これがどういふ方面に流れるかといふことによつて、破壊工作などがたいへんな結果を生むことになるのでありますから、特に御注意をお願いしたいと思います。

最後にひとつお尋ねしたいのは、白鳥事件、あるいは長野の事件、その他全国各地において警察官に對するい／＼な暴行あるいは脅迫などがあるといふことは、すでに私どもも承知をし、御当局においても十分お知りのことではあります。さういふやうな幾つかの事件は、何か一貫した關連性があるかないか、この点についての御意見を承りたいと思ひます。

○柏村政府委員 現在までのところ、個々のこつた事案についての關連性

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

に危険視されておることを非常

は確認いたしておりました。但し先ほど申しましたような「球根栽培法」に掲げられておりますような事項が、ある組織的な活動の一環として行われるとすれば、将来多発するおそれも十分にあり得ることであろうと考えるわけでありました。

○加藤(充)委員 時間がありませんから、遠慮して簡単に二、三点だけの関連質問をいたします。平和を求めて、戦争には反対だというような言動や運動が、すべてあれは赤だ、あれは共産党だと言われて弾圧されている実情でありますから、お調べは自由であります。しかし、何でも共産党だということに、なことに押しつけられることは、これは明らかに不適切で、常識であります。

それこそ天下公知の事実である。田嶋君、鍛冶君、押谷君が日共と結びつけて、何らかの結論を結びつけようとして、何らおつても、それは特に目新しい事実ではないのである。ですから重々お調べ相なつてしかるべきだと思ふのです。偏見を持ち、しかもその間違つた偏見のもとに捜査方針を立てられて、人的動員、財的な出費を重ねて行つて、ほんとうに赤い舌を出されているというふうな結論にならざるを得ぬことは、これは大きな意味での汚職の部に属すべきであつて、そういう方針をめぐつたやうに立てられまして、さつき申し上げましたように、人的動員をや、国費を濫費する者の責任は、事の結果が明らかになつたときに、ひとしく国民と憲法に対して責任をとるべきであるという、明確な責任感のもとにおいて発言をしてもいいと思ひます。ここで思ひ出すのは、大阪の造幣局に起きた問題であります。終

戦後間もなくある相当量の金塊が紛失したのであります。そしてあの当時労働組合が結成されましたときに、労働組合員のしわざであるというので、ほとんどの全員にわたつて苛烈な取調べが、重罰と早期検挙という方針のもとに遂行されましたが、どうぼうしない者からは出ないのであります。結局連袂でやめてやるといふやうなことになるので、ついにその捜査は打ち切りになつたと聞くのであります。海に向うかこつちかは知りませんが、海に向うか人のおそらく赤い舌を出しておつたことだろうと思ふし、そういうことを意識しながら、日本人に対して罪名を着せて、そして金塊をどろぼうしたといふやうな汚職の被疑を立てるといふことは、日本人の根性前からして、われわれは真剣な責任を持たなければならぬ。日本人やせたりといふことも、破れたりといふことも、われわれは断じて大国民であり、八千四百万の大民族であります。われわれはそういうことで、何でも共産党である、日本人の一部がやつたといふやうなことで卑下する必要は断じてない。そういう卑下した捜査方針を立てるものこそが、屈辱的な売国的な根性であるといふことが、屈辱的なも弁解の言葉はないだらうと思ひます。大阪造幣局の事件を今思ひ出すのであります。おそろく白鳥事件などについて、われわれはもつと根本的な調査を、科学的に合理的に日本人らしい根性を忘れずにやつていただき

たい。このことを申しとおきます。それから長野県の事件ですが、きよりの朝日を見ますと、長野県下の警官に対する集団暴行事件について、国警東京管区本部は五日各県隊長を招集、

金谷長野県本部隊長から実情を聞いたが、同隊長は次のように報告した。一、計画的であつたかどうかはもう少し調査しなければわからぬ。二、対警察工作の表面的な動きはなかつたが、底流は認められた。三、この結論から見れば、今田嶋君その他御一連の方々がここを先途と発言したこととはほとんど違ひものであつて、こういうやうなことから、今の段階において、共産党と結びつけて、きわめて疑義が多いやうな考え方を自由党の連中が持つてゐるとするならば、警察の正確な報告に基づいて、それを早まつたものであるといふ気が持たないと思ひます。

○柏村政府委員 ただいま平和といふことだけで弾圧をしておるといふお話であります。そういうことは絶対にございせん。また捜査方針についてある一つの色めがねをもつて見るやうなことはけしからぬといふお話でありましたが、この点につきましても、先ほど申し上げましたように、考えられるあらゆる方向を十分に合理的に科学的に捜査を進めなければならぬといふことを申し上げたわけでありまして、警察当局といたしましては、そういう御指摘のやうな考えは持つておりません。

新聞あたりでも報道されていたと思うのであります。最近の新聞論調は、まだ結論ではありませんけれども、あそこらのパンパンと関連のある私情的なものだらうといふやうに捜査方針がかえられて行つたかのごとく報ぜられてい

○加藤(充)委員 これは先ほどの警察官に対する暴行事件なども、練馬の巡査殺しなども、少くも当初は背後関係に日共等があり、自由労組があり、そして思想的な底流を持つた殺害事件として、しかも警察に与つた打撃策上といふことから、真剣にずいぶん

を出したのであります。ところが、中標津というその地区の警察署長は、これは責任者であります。これに對してどういふことを放言したかといふと、何をどれだけ持つて来ようといふのかつてだ。どうかの国の法律には国民大衆のために法律があるやうだが、日本になぞそんな法律は一つもない。こちらが必要だとなれば、かまでもなべて持つて来るなどはこちらがかつてにできるのだ。そのために国民の日常生活にどんなさしつかえがあつても、その損害賠償などしなくてもよいのである。告訴するのはかつてだが、それが何でもなければならぬ責任をいつてもらわねばならぬ。し、お前がひどい目にあつてもいい。それでよかつたら告訴する、こういうやうなけんかの文句を言つてゐるのであります。去年の八月十五日の大阪の特審員が松橋とやらにたま／＼居合せたときけんか起きて、シャツなどを破られて、暴行を受けたといふやうなことを言つてゐる。また特審がいろいろのところで軽微な負傷を受けた事例はこのほかにあるといふのです。が、こういう特審あるいは一般の警官の軽微な事件まで取上げられるのであるならば、それに対応していろいろやうなばかた放言が行われてゐるといふことで、憲法の番人であり、あるいはその最末端に働く警官並びに特審あたりにおいては細大漏らさず十分な調査ができてゐると思ふが、こういうやうな根室の社会党の副支部長に与えられたやうなばかた放言、並びにそのほかの放言、あるいはその東

条時代を再現するだらうといふ聲明書

が、なければ、私そういう例を思いつくまに二、三あげてもいいが、そういう事例についての御報告があつたら、聞かしてもらいたいと思ひます。

○柏村政府委員 警察官の行動があくまでも法の適正な執行、国民の生命財産の保護、犯罪の予防、捜査、検挙という面に限らるべきであることは申すまでもないのであります。この点につきましても、新警察制度発足以来われわれといたしましても最も注意をいたしておる点でございます。ただいま根室の警察についてお話のございました点は、私もそういう報告を受けておりませんし、情報も聞いておりません。ただ実際に多数の警察官のうちに、ときに権能を越えた行動もないとは申されません。そういう事例も過去において若干あつたのであります。そういう場合におきましては適正にこれを処分をいたす方針にいたしておるわけでありまして、決して警察官の不法越規の行動を黙認しているような事実はございません。

○加藤充委員 さつき質問のときに申し上げたように、軽微なるものまで一件と数えて大事そうに報告したのであります。国民が公僕たる者に対するいろいろの点から、主人が公僕に対して行き過ぎがあつたことよりも、むしろ公僕たる者が主人公たる国民に対して、しかも新憲法のもとで今指摘したようなことをやることの方が、質的に考えて重大であり、そうしてために暴力と乱暴をたな上げて、それから起つて来る一切の責任を国民に転嫁するといふ、まったくこれは過去の軍閥官僚時代のやり方と同じなのであります。そのことについてはあり得べきでない。報告を聞いていないということ、これはまったくはおかむりして、耳をおおて鈴を盗むの類であつて、こういう根性が根本的に直らない限りは、いかに治安対策を怠りでも、根本の心構が残るということをはつきりと考えて、謙虚な立場から民主的に出発することが強く要望されると思うのであります。現に警察の集団の中で白屋公然と行われた、手近な例でまことに恐れ入るが、同僚議員の大石ヨシエ君に対することだつて、警官がやつたことは明らかになつてゐるのに、その下手人、犯人があがらないじやないか。こういうばかげたことで、国民の中でたまさかの軽微なるものまで大きく取上げられるということは、さか立ちしたものの見方だと思ふのであります。

それで最後にお尋ねするのですが、先ほど読み上げました文書「球根栽培法」とやらですが、その一部にこの結論として警察官を殺せというような結論は、どこからも出て来ないと思うし、きわめて破壊的であるというのですが、いわゆる人民に、主人公に対して横暴と腐敗を働く警官の責任を徹底的に、いたたまらないところまで、大きな顔ができないうところまで国民の総意で徹底的に追究して行くというのとは、これは明らかに腐敗と暴力がとうとうとして政治を侵し、国民の生活まで侵しておる今日においては、別にこれは暴力的、破壊的だと断ずるまでには至らない。少くとも今読み上げた材料の中からは、私もあえて破壊的だといふ感じは受けないのであります。たとえてみれば、その反面に憲法九条が厳存しているにかかわらず、木

村法務総裁自体が、ジェット機と原爆を持たなければ憲法違反にならないのだからさしつかえないのだ、こういうようなやり方、それから閣議を開き自由党の面々と議會答弁、議會対策を考へておるというようなことが、最も恐るべき破壊的な、秘密的な陰謀だとわれわれは評しても過言ではないと思うのであります。しかもその反面において憲法九十九条には、天皇から大臣まで、代議士はもちろんだが、憲法を遵守すべき義務があると明確にうたわれておる。しかも憲法九十八条には、憲法に違反するものは一切が無効だといふことが書かれておるにかかわらず、そういうような再軍備は明らかに憲法違反であるというのが、国民の中の大多数の良識ある判断にかかわらず、その方針でどん／＼やり遂げておるというやうなところこそ、暴力の尤たるものであり、この暴力の行使には権力を私ししておるという意味で、われ／＼は民主的な憲法のもとでこれを排撃し抑止しなければならぬ本質を持つものだと考へるのです。そういうことを取上げずにおいて、国民が軽微なる特務局員とかあるいは警官に対するたまさかのものまで――突発事件で計画的なものであるとは言えないと長野の金谷国警隊長が言つておるときに、なおそれが日共と関係がないとか、共同謀議がないとかといふやうなばかな発言をするときには、警察の責任のある者は、そういうことを言うことはおやめなさいと言ふくらいは職責を公務員は憲法上持つておると思ふ。私はそういう点で、大石ヨシエ君に対する暴力が警官の中で行われたにかかわらず、まだ犯人が

あがらないといふような事柄の中にこそ恐るべき暴力の根源を見出さざるを得ないと思ふ。いやしくも議員たる者が、新聞や今言つたような行政の煽動に興奮して、これと一体となつてちやうちん持ちをするといふやうなことになる。五・一五から満洲事變、二・二六、侵略戦争への翼賛態勢をそのまま実現して行くことになるので、(質問をやれと呼ぶ者あり)質問をやれと言われる前に、質問をやるまでもなく、自由党の諸君自身が、やはり与党として真剣に考へてもらなければならぬところである。そういうものこそ暴力を諷刺し、煽動するものであると思ふのであります。

それでは田嶋君が言つたように、木村法務総裁が出て来ないのでありますから、ここで田嶋君、押谷君と議論をやつても始まりませんし、またやる場所でもありませんから、きようは質問を次会に留保して私の質問を終わります。

○佐瀬委員長 本議題は国会としても治安立法上重大な関心事であります。よつて、本委員会としては、すべて正確な調査報告を望む次第であります。この際政府の關係各当局者におきましては、ただいまの質疑応答に現われた調査資料をすみやかに本委員会に提出せられんことを望みます。

○佐瀬委員長 次に国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案が昨日本委員会に付託されましたので、本案について政府委員より説明を聴取いたします。龍野政府委員。

あがらないといふような事柄の中にこそ恐るべき暴力の根源を見出さざるを得ないと思ふ。いやしくも議員たる者が、新聞や今言つたような行政の煽動に興奮して、これと一体となつてちやうちん持ちをするといふやうなことになる。五・一五から満洲事變、二・二六、侵略戦争への翼賛態勢をそのまま実現して行くことになるので、(質問をやれと呼ぶ者あり)質問をやれと言われる前に、質問をやるまでもなく、自由党の諸君自身が、やはり与党として真剣に考へてもらなければならぬところである。そういうものこそ暴力を諷刺し、煽動するものであると思ふのであります。

それでは田嶋君が言つたように、木村法務総裁が出て来ないのでありますから、ここで田嶋君、押谷君と議論をやつても始まりませんし、またやる場所でもありませんから、きようは質問を次会に留保して私の質問を終わります。

○佐瀬委員長 本議題は国会としても治安立法上重大な関心事であります。よつて、本委員会としては、すべて正確な調査報告を望む次第であります。この際政府の關係各当局者におきましては、ただいまの質疑応答に現われた調査資料をすみやかに本委員会に提出せられんことを望みます。

○佐瀬委員長 次に国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案が昨日本委員会に付託されましたので、本案について政府委員より説明を聴取いたします。龍野政府委員。

あがらないといふような事柄の中にこそ恐るべき暴力の根源を見出さざるを得ないと思ふ。いやしくも議員たる者が、新聞や今言つたような行政の煽動に興奮して、これと一体となつてちやうちん持ちをするといふやうなことになる。五・一五から満洲事變、二・二六、侵略戦争への翼賛態勢をそのまま実現して行くことになるので、(質問をやれと呼ぶ者あり)質問をやれと言われる前に、質問をやるまでもなく、自由党の諸君自身が、やはり与党として真剣に考へてもらなければならぬところである。そういうものこそ暴力を諷刺し、煽動するものであると思ふのであります。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

○龍野政府委員 ただいま議題となりました国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

○龍野政府委員 ただいま議題となりました国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

○龍野政府委員 ただいま議題となりました国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

○龍野政府委員 ただいま議題となりました国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

○龍野政府委員 ただいま議題となりました国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

とする訴訟については、現行法におきましては、法務総裁は、当該行政庁に対する指揮を行い、必要に応じて、法務府職員を指定してその訴訟を行わせることができるのでありますが、法務総裁が直接弁護士を訴訟代理人に選任する道がないのであります。そのため、行政庁の訴訟遂行が十分でないとか、その他諸種の事情から、法務総裁において弁護士を選任するのを適当と認めた場合にも、その方法をとることができず、その結果、この種訴訟について、法務総裁が迅速適切な訴訟上の措置をとる上に、多大の支障を来す場合が少くないのであります。

このような実務上の不便欠陥を補おうとするのが、この改正法案を提出する理由であります。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐瀬委員長 提案理由の説明はこれをもって終了いたしました。

本案についてはこの程度にとどめ、質疑は後日に譲りたいと存じます。

本日はこの程度にとどめ、明後日八日午後一時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

昭和二十七年二月十一日印刷

昭和二十七年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁